

平成 30 年 1 月 18 日

保護者の皆様

大阪市立横堤中学校
校長 古川旬

インフルエンザ様疾患による臨時休業(学級閉鎖)のお知らせ

厳寒の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素より本校の教育推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、1年1組において、1月18日現在、インフルエンザ様疾患(疑いを含む)の感染者が数名確認され欠席しております。

つきましては、全国的にもインフルエンザの流行期に入っており、感染拡大を予防するために、学校医の指導をいただき、かつ、大阪市教育委員会通知「感染症発生時の臨時休業等の基準」(欠席者15%~20%)も考慮して、1年1組においては、明日1月19日(金)より学級閉鎖とします。

なお、臨時休業中は下記の留意事項に十分配慮のうえ、お子様の健康保持に万全を期していただき、感染の拡大の予防に御協力いただきますよう、お願い申しあげます。

記

1 該当する学級 第1学年1組 (他の学級は学級閉鎖ではありません。)

2 休業期間 平成30年1月19日(金)~1月21日(日)

3 登校開始日 平成30年1月22日(月)

※22日(月)にも症状が続いている生徒については、学校へご連絡ください。

☞裏面へ続く

4 留意事項

- (1) 発熱、咳等の症状が出ていなくても感染している場合がありますので、外出を自粛すること。
- (2) 感染又は感染の疑い(38°C台の発熱、せき、息苦しさなど)がある場合は、速やかに医療機関に電話相談し、指示を受けてから受診するようにしてください。インフルエンザに感染した場合は、必ず学校に連絡をしてください。
- (3) 感染予防のためには、うがいと手洗いを徹底するとともに、十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高めることが有効です。万一外出の際にはマスクを着用し人混みを避けましょう。咳、くしゃみが出る場合は「咳エチケット」を徹底してください。

5 インフルエンザによる「出席停止」について

インフルエンザは、学校で予防すべき感染症で、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止・学級閉鎖の期間は、欠席にはなりません。

インフルエンザの出席停止の期間の基準は「発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」で、解熱した後3日目から登校開始となります。なお、登校を開始するにあたり、改めて「治癒を確認するための受診」の必要性については、医師の指示に従ってください。

※ご不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。

【連絡先】 大阪市立横堤中学校

電話: (06) 6911-1361